

## 七飯町議会広報広聴特別委員会（第10回）

令和3年11月24日（水曜日）午後0時00分開会

---

### ○案件

1. 七飯町議会会議映像等の配信に関する規程の一部改正について
  2. その他
- 

### ○出席委員（7名）

委員長	長谷川 生 人	副委員長	上 野 武 彦
委員	平 松 俊 一	委員	池 田 誠 悦
委員	澤 出 明 宏	委員	川 村 主 税
委員	若 山 雅 行		

---

### ○欠席委員（1名）

委員	稲 垣 明 美
----	---------

---

### ○委員外議員（0名）

---

### ○出席説明員（0名）

午後 0時00分 開会

○長谷川委員長 それでは、ただいまから、七飯町議会広報広聴特別委員会、本日の会議を始めます。よろしくお願いいたします。

稲垣委員より欠席をする届出がございました。報告申し上げます。

本日の協議事項は、七飯町議会会議映像等の配信に関する規程の一部改正についてです。

前回の委員会で、決算審査特別委員会の録画中継を開始すると決定したことについて、事務局より説明がありますのでよろしくお願いいたします。

事務局長。

○広部議会事務局長 前回の広報広聴特別委員会で、決算審査特別委員会の録画中継について了解を得ました。そこで、議長の許可が必要となっておりますので、議会運営委員会に申し送りいたしました。

その結果、録画中継についての了解は得たのですが、中島委員の発言の取消の部分で、前回の委員会で、その取り消す言葉の音声だけを削除しておりましたが、議会運営委員会からの意見で、その言葉の音声だけではなく、発言の取消があった部分は、委員が議事進行をかけた部分全部から削除ではないかとの意見と、映像も削除となるのではないかという意見がありましたので、まだ決算審査特別委員会のYouTubeでの配信は開始できておりません。

そこで、北海道議長会に確認したところ、議事進行があった部分は会議録からも全部削除となるので、同じく音声も全部削除となるという見解をいただきました。

また、映像については、最近はじまったばかりなので、統一した見解はないとのことですが、音声だけではなく、会議録と同様になるように、映像も削除している議会が多いようだとのアドバイスをいただきました。

現在の七飯町議会会議映像等の配信に関する規程では、広報広聴特別委員会の権限では、音声しか削除できません。そこで、今回の決算審査特別委員会の部分は、議長が録画中継を行わない特別の理由があると認めた中継映像は、広報広聴特

別委員会に諮り、当該録画中継の一部を編集し、又は加工することができるという条項に当てはめ、映像を削除したいと思います。

また、今後は規程を改正し、広報広聴特別委員会の権限で、音声と映像を削除する方向でいきたいと思います。併せて、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会も毎回配信できるように、規程の変更を行いたいと思います。

また、議員全員協議会が正式な会議となりましたので、現在、議場で開催する特別委員会は役場庁舎内のモニターテレビで公開していますが、そこに議員全員協議会も加えるよう改正したいと思います。

お手元に配布しております資料で、七飯町議会会議映像等の配信に関する規程の一部を改正する規程の概要をご覧ください。

改正理由でございますが、録画中継の際の発言の取消しに関し、中継映像を削除することができる規定を設けるほか、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の録画配信をすることができる規定を設けるため、この規程を改正するものです。

改正内容は、（１）中継映像を行うことができる会議に予算審査特別委員会、決算審査特別委員会、議場で開催する特別委員会、議員全員協議会を加える。

（２）予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会は庁舎内のモニターテレビによる生中継とYouTubeによる録画中継のみとし、議場で開催する特別委員会と議員全員協議会は庁舎内のモニターテレビによる生中継のみとする規定を設ける。

（３）発言の取消しがあった場合や、議長の発言取消命令があった場合のほか、議長が音声を削除することが適当と認めた場合については、音声のほか、当該中継映像を削除して録画中継をすることができる規定を設ける。

（４）予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会を中継映像の配信を行う会議に加えたことに伴い、当該特別委員会に係る録画中継における編集方法について規定するものです。

施行期日は、議会運営委員会での議決の日から

施行したいと思います。

新旧対照表を資料として添付しておりますが、内容は先程説明したことになりますので、ここの説明は省略いたします。

この改正をこの委員会の了解が得ましたら、次回の議会運営委員会に依頼したいと思います。

事務局からは以上です。

**○長谷川委員長** ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、今回の決算審査特別委員会は議長の権限で発言取消に係る部分の映像も削除するということを広報広聴特別委員会で了解してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長谷川委員長** 異議なし、認めます。

ただ今、了解を得ましたので、削除して、配信を開始したいと思います。

次に、次回からは広報広聴特別委員会で映像と音声も削除できる規定に改正し、併せて、今後は予算審査特別委員会と決算審査特別委員会も録画配信する。また、議場で行う特別委員会は現在も役場庁舎内のモニターテレビで生中継しておりますが、議員全員協議会が正式な会議となったので、これを加えるということで、事務局で作成した改正案のとおり規程を改正してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長谷川委員長** よろしいですか、認めます。

それでは、七飯町議会会議映像等の配信に関する規程について、改正するよう議会運営委員会に依頼いたします。

2その他ですが、その他について、何か意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○長谷川委員長** それでは、事務局から何かございますか。

事務局長。

**○広部議会事務局長** 前回の委員会で決定したことで、議会だよりを簡素化したので、公共施設等に紙媒体で閲覧用として、議案書や一般質問内容などを綴ったファイルを設置することが決定しましたので、早速、役場1階ロビー、大中山出張

所、大沼出張所、七飯町文化センター、大中山コモンの5か所に設置しておりますので、お知らせいたします。

また、議会だより簡素化に対する意見などは、今のところ来ておりませんので、あわせてご報告いたします。

次に、前回の議会だよりで1ページ目と2ページ目の審議結果の記載方法について、具体的な案がある方は、次回の議会だより作成前に教えていただけると参考となりますので、よろしく願います。

次に、議会ホームページの改正についてですが、事務局で案として、お手元に配布している資料のとおり変更したいと思っております。七飯町の公式ホームページから、七飯町議会とクリックしていきますと、審議結果や一般質問の動画などが簡単に探せるように変更しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

もし、何か気になる箇所がございましたら、いつでも変更できますので、事務局へご連絡ください。

以上でございます。

**○長谷川委員長** ありがとうございます。

公共施設に閲覧用として配置しているということでございます。役場は、1階ロビーの血圧計があるところに置いてあります。

そして、議会だより簡素化に対する意見は来ていないとのことでございます。

また、議会だよりの1ページ目と2ページ目の審議結果の記載について、具体的な案がある方は、次回の委員会でお知らせください。この議会だよりの1ページ目と2ページ目。前回活発な意見がありましたけれども、その部分でしたね。

ホームページについては、皆さん各自でご覧いただき、何かありましたら事務局へご連絡ください。

次回の委員会は、12月開催の第4回定例会の最終日となります。

以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思いますけれどもよろしいですか。

副委員長。

**○上野副委員長** 今、簡素化に関する住民からの

意見が来ていないということでしたけれども、どういう形で意見を反映するような形になっているのか。前は、何か目安箱みたいな感じで町民の意見を求める体制があったのですが、今はどういう形でそれが行われているのか。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

---

午後 0時12分 再開

○長谷川委員長 引き続き再開いたします。

ただいま、上野副委員長からの質問に対して事務局より説明が行われました。それに対して、副委員長よろしいですか。

○上野副委員長 はい。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

ほかになれば、本日の会議を終了したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 大変お疲れ様です。

本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 0時12分 散会

